

令和6年12月16日

高知市長 桑名龍吾
(高知市総務部契約課物品契約担当)

オープンカウンター方式(自由参加型競争見積)による物件調達について

案件番号	6-136
発注形態	物品の買入れ
案件名	食器消毒保管庫(電気式)
数量等	1台
納入期間	令和7年3月10日(月)~令和7年3月31日(月)
納入場所	かがみ保育園
仕様・規格等	別紙仕様書のとおり
見積参加者の資格要件	ア 物品の買入れ等におけるオープンカウンター方式(自由参加型競争見積)の実施に関する要領第4条第1項に規定する参加者資格要件を満たす者 イ 地域要件が「市内業者」又は「準市内業者」である者 ウ ア・イのうち物件等競争入札参加資格者名簿において営業種目における区分が「食器洗浄・消毒機器(1002)」で登録している者
見本の閲覧	無
質疑	提出期限: 令和6年12月18日(水) 12時00分まで 提出先: 保育幼稚園課 質疑回答は、質疑書提出締切日の翌開庁日中に総務部契約課執務室において閲覧に付すとともに契約課インターネットホームページに掲載します。
見積書提出期間	令和6年12月23日(月)から令和6年12月24日(火) 15時00分まで
見積書提出場所	高知市役所本庁舎3階 契約課 物品・業務委託契約担当
備考	(1) 見積書は、所定の様式(別記様式)を使用してください。代表者印の押印は省略可能です。また、代表者印の有無に関わらず、見積書原本の提出は不要とします。 (2) 見積書はFAX又は持参してください。FAXにより見積書を提出した場合は、必ず契約課に到達確認をしてください。 (3) 本案件は、契約書を作成する場合電子契約が可能であるため(請書による場合を除く。); 希望する場合は、見積書提出時に『別記様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールの方法により契約課(kc-050500@city.kochi.lg.jp)に提出してください。(※『別記様式「電子契約利用承諾書」』: 契約課ホームページ-お知らせ-電子契約サービスの導入について) (4) 競争見積の結果(決定業者名及び決定金額)については、契約相手方が決定し次第、速やかに契約課執務室において閲覧に供するとともに契約課ホームページに掲載します。なお、決定業者の方には電話にて連絡のうえ、FAXで決定通知書を送付します。 (5) その他の条件等については、「物品の買入れ等におけるオープンカウンター方式(自由参加型競争見積)の実施に関する要領」に示すとおりとします。
調達依頼課	保育幼稚園課 TEL:088-823-4012 FAX:088-823-9273 担当:中田・岡内
契約事務担当	契約課物品・業務委託契約担当 TEL:088-823-9414 FAX:088-823-9496

仕 様 書

保育幼稚園課

1 品 名 食器消毒保管庫（電気式）1台

2 仕 様

- (1) 外 形：W900mm 程度×D550mm 程度×H1900mm 程度
- (2) 扉：片面扉
- (3) 三相 200V
- (4) カゴ収容量：10 カゴ（2列×5段） ※専用カゴ 10 個を備えること
- (5) カゴ寸法：W360mm 程度×D390mm 程度×H200mm 程度
- (6) 内外装：ステンレス鋼板
- (7) マイコン制御式で、消毒乾燥時間制御機能を有すること
- (8) 電気回路保護（アース線）を備えること
- (9) 電源に対応する電源コード（2m以上、プラグなし）を備えること
- (10) 漏電遮断器（3P3E 50AF15AT 30mA）に対応すること

3 納入場所 かがみ保育園（鏡今井 130） TEL:896-2286

4 納入期間 令和7年3月10日（月）～令和7年3月31日（月）
※設置場所に別途工事が必要なため、上記納入期間とする。

5 例示品 明城製作所 MES-10EX-S（W940×D530×H1830）

例示品以外の製品を納入しようとする場合は、同等品承認願出書を事前に保育幼稚園課に提出し承認を得ること。なお、例示品に備わる規格であっても、上記に記載する事項以外は不問とする。

同等品承認願出書提出期限：令和6年12月20日（金）17時まで

提 出 先：保育幼稚園課 担当：中田・岡内

注意事項：定価・仕様等を示すカタログ（図面等）を添付すること。

6 その他

- (1) 見積り価格には搬入・据付工事費・転倒防止措置等、納品にかかるすべての費用を含めること。（新規購入のため、既存機種への撤去はなし。）
- (2) 本体据付の際に電源工事を要する場合には、保育幼稚園が別途工事を行うので、納入・据付にあたっては該当業者等と打合せを行うこと。なお、当該工事にあたっては、日時を別途指定する。
- (3) 据付の際、本体にがたつきがないよう、据付レベルの調整を行うこと。
- (4) 原則、自社の技術員で修繕が可能であること。自社の技術員での修繕が困難な場合には、製造メーカーの技術員が対応にあたること。
- (5) 製造メーカーの技術員が修繕に当たる場合は、四国内又はその周辺（速やかに修繕に対応できる地域）に常駐していること。
- (6) 物品を納入するときには、あらかじめ納入日時を納入先と打合せのうえ、指定する場所に搬入すること。
- (7) 据付後に納入業者が試運転で正常に作動することを確認し、納入完了とする。試運転時に不具合がある場合には、即時対応をし、納入期限までに必ず完了すること。
- (8) 梱包類等は納入業者において適切に処分を行うものとする。

7 問い合わせ先 高知市こども未来部保育幼稚園課 担当：中田・岡内
高知市本町5丁目1番45号 TEL：823-4012/FAX：823-9273